

令和8年3月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和8年3月19日(木) 午前9時00分～9時31分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	3番 吉田 宏明
4番 原 武信	5番 山下 祝
6番 本条 仁史	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

2番 石井 淑雄
7番 木下 得代

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	1,483 m ² 6,278 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	715 m ² 128 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	262 m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	99 m ² 2,505 m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	22件	田 畑	38,577 m ² 7,514 m ²
第8号議案	地域計画の変更について	4件	田 畑	6,447.61 m ² m ²
報告第1号	合意解約	2件	田 畑	2,050 m ² m ²

令和8年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より3月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計41件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、石井 委員さん、木下 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を1番 松浦 委員さんと18番 三木 委員さんのお二人にお願いいたします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、16番 山下(恵) 委員さんと17番 富木田 委員さんと18番 三木 委員さんと私で、昨日3月18日(水)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請7件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 田 面積1,080 m²</p> <p>譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、労働力不足を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は15,611 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p>

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター11台、耕うん機5台、トラック12台、農舎500㎡です。農作業歴は15年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で10分圏内と通作可能と判断できます。報告第1号1番関連です。

2番 申請地は■■■■ 地目 田 面積274㎡

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、無償の贈与での申請となります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、労働力不足を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は0㎡です。取得後の営農計画としては、野菜、果物等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人は農機具を所有しておりません。農作業歴は20年、年間従事日数は150日程度、通作距離についても徒歩で1分圏内と通作可能と判断できます。以前から所有者に代わって農作業をしていたそうです。

3番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積912㎡

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得です。申請地と譲渡し人の他の所有地が少し離れているため、申請地の隣接地を耕作している譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は2,772.85㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかん等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人は農機具を所有しておりません。農作業歴は30年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で3分圏内と通作可能と判断できます。

4番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積763㎡ 外8筆 計4,603㎡です。

市外の譲渡し人から市内の譲受け人による、有償の売買での申請になります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、労働力不足を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は21,947㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかん等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラック5台、農舎300㎡です。農作業歴は30年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で3分圏内と通作可能と判断できます。

5番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積568㎡

市内の譲渡し人から市外の譲受け人による、有償の売買での申請になります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は4,320㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかん等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無

いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラック 3 台です。農作業歴は 20 年、年間従事日数は 160 日程度、通作距離については車で 30 分ですが、申請地周辺で他の農地をすでに耕作しているため通作可能と判断できます。

6 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 129 m²

県外の譲渡し人から市内の譲受け人による、有償の売買での申請になります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、県外に住んでいるため耕作ができない譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 868 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、コンバイン 1 台、田植え機 1 台です。トラクター、耕うん機は借入をしています。農作業歴はなし、年間従事日数は 150 日程度、通作距離についても、隣接地に住宅を建設する予定のため、徒歩で 1 分圏内と通作可能と判断できます。第 3 号議案 1 番関連です。

7 番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 753 m²

市外の譲渡し人から市外の譲受け人による、無償の贈与での申請になります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、農地付き空き家の売却を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 0 m²です。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人は農機具を所有しておりません。農作業歴はなし、年間従事予定日数は 200 日程度、隣接地の空き家に住む予定のため、通作距離についても徒歩で 1 分圏内と通作可能と判断できます。空き家の名義が譲受け人になっていることも確認済みです。

以上のことから本日の案件 7 件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

事務局書記

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供し、事務局の説明を求めます。

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番 申請者 市内の土地所有者の方になります。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 79㎡です。

■■■■から北東へ約150mに位置。

無断転用の有無 あり。倉庫として使っていたので始末書の提出があります。

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 申請地は申請者の父親が平成元年に農業用倉庫として建設しました。現在は、農機具以外の道具や自家用車の保管場所になっており、今後も継続して使いたいことから申請に至りました。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められた第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 排水計画について雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。無断転用の解消のため新たな造成はありません。地域計画については区域外となっております。

2番 申請者 市内の土地所有者の方になります。

申請地 ■■■■ 地目 田 面積 300㎡外2筆の合計636㎡です。

■■■■から南へ約150mに位置。

無断転用の有無 あり。住宅及び倉庫として使っていたので始末書の提出があります。

転用目的 住宅拡張 用地

申請理由 住宅部分については申請者の祖父が建て、昭和58年以降申請者が居住しております。倉庫部分については申請者の父が事業用として使っていたもので、現在は申請者とその子供の自家用車保管場所として使っています。今後も引き続き使用していくことから申請に至りました。

農地の区分 都市計画により用途が第二種中高層住居専用地域と定められた第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書については該当土地改良区から受益地外と回答がありました。

その他 排水計画について雨水は溜枘を設置し北側水路に放流、汚水は汲み取りで処理します。無断転用の解消のため新たな造成はありません。地域計画については区域外となっております。

3番 申請者 市内の土地所有者の方になります。

申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 128㎡です。

	<p>■■■から西へ約 200mに位置。</p> <p>無断転用の有無 あり。申請地の一部を物置として使っていたので始末書の提出があります。</p> <p>転用目的 宅地拡張 用地</p> <p>申請理由 平成 25 年頃に申請地の一部に農機具を置くための物置を設置しました。残りの部分については庭石や庭木を配置し庭として利用しております。今後も引き続き利用していくことから申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画について雨水は溜枡を設置し北側道路内排水路へ放流、汚水の発生はありません。無断転用の解消のため新たな造成はありません。地域計画については区域外となっております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>1 番 申請者は、市内に居住しています。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 82 ㎡</p> <p>■■■から東に約 300m。</p> <p>無断転用の有無 あり</p> <p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、アパートを借りていますが、子供も増えて手狭になってきたので住宅を建てようとして計画しました。実家が川津町なので近辺で探していたところ、所有者との話もまとまり、申請にいたりしました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ</p>

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了しているを確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、東側市道横の水路へ放流します。農地部分の造成は、所有者が自宅の宅地に入るために造成していただきましたので、始末書の提出もあります。地域計画の変更については区域外です。

2番 申請者は、申請地隣りで店舗を経営しています。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 180㎡

■■■館から北西へ約500mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張で、駐車場です。

申請理由 転用事業者は、申請地の隣りで店舗を営業しています。店舗利用者の増加に伴い、駐車用が不足していたため、隣接する土地の所有者と交渉したところ合意に至り、敷地拡張の申請にいたしました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第一種中高層住居専用地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切と思われる。土地改良区については受益地外でしたが、汚水の発生はありませんので周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 排水計画の雨水は、東側水路へ放流します。造成については、花崗土での盛土整地を行いアスファルト舗装とします。地域計画の変更については区域外です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、本件については現地調査を実施しておりますので、山下 委員さん、富木田 委員さん、三木 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

	<p>1番 申請者 市外に住んでいる土地所有者の相続人である娘です。 申請地 ■■■ 地目 畑 面積 34 m²です。 ■■■から南へ約 250mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、昭和 43 年に所有地の一部を住宅に転用した際に残した自作農地への進入路です。現在は農道としての機能を失っていますが、昔は農地への進入路として使っていたことが確認できたため、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>富木田委員</p>	<p>それでは、第 4 号議案「非農地証明願」2 番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>2番 申請者 県外に住んでいる土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 99 m²です。 ■■■から北東へ約 150mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、申請者の父が昭和 60 年に農業用倉庫を建築し利用しておりました。自らの耕作の事業の利用増進のために必要な農業用施設に該当するので、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>三木委員</p>	<p>それでは、第 4 号議案「非農地証明願」3 番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 畑 面積 1,272 m² 外 2 筆の合計 2,471 m²です。 ■■■から東へ約 300mに位置します。</p> <p>申請理由 申請地は、平成 15 年ごろから高齢のため管理ができなくなり、山林化しています。農地に進入できる車両通行可能な道もなく、再生利用が困難なことから、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま担当 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>はい。第 4 号議案「非農地証明願」3 件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>補足説明をいたします。</p> <p>1 番について、昔、農道として使っていたことの証明書類として、「法務局の閉鎖地図」いわゆる旧図の提出がありました。提出のあった旧図とインターネットで閲覧</p>

	<p>できる昭和 50 年に撮影された国土地理院の航空写真を確認したところ、公共の道路から本申請地を通して抜けた先に申請地と同じ所有者の農地があることが確認できました。</p> <p>3 番について、今後所有している宅地と合わせて所有地のすべてを売却すると聞いております。</p> <p>以上、本日の案件 3 件について、1 番、2 番については自身の耕作用農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設に該当、3 番については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま、委員さんの説明と事務局より補足説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」3 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」3 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>続いて、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」2 2 件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 22 件についてご説明します。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が 11 件、更新が 8 件、再設定が 3 件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」2 2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>

<p>各委員</p> <p>会長職務代理</p> <p>事務局長</p> <p>会長職務代理</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p> <p>特にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」22件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続きまして今月は農政部門の議案が4件出ております。</p> <p>第8号議案「地域計画の変更について」4件を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第8号議案「地域計画の変更について」ご説明いたします。</p> <p>今月は地域計画区域からの除外申請が4件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められております。計画変更の概要を10ページに記載しており、11ページから18ページが位置図となっております。</p> <p>1番 申請地 ■■■■ 地目 田 面積 1,596 m² ■■■■ 地目 田 面積 1,390 m² 土地所有者については表記のとおりです。 備考につきましては、不動産会社が住宅用分譲地を造成するためです。</p> <p>2番 申請地 ■■■■ 地目 田 面積 970 m² 土地所有者については表記のとおりです。 備考につきましては、土工工事会社の資材置場及び駐車場とするためです。</p> <p>3番 申請地 ■■■■ 地目 田 面積 396 m² ■■■■ 地目 田 面積 6.61 m² ■■■■ 地目 田 面積 343 m² 土地所有者については表記のとおりです。 備考につきましては、空手道場の生徒用駐車場とするためです。</p> <p>4番 申請地 ■■■■ 地目 田 面積 965 m² ■■■■ 地目 田 面積 781 m² 土地所有者については表記のとおりです。 備考につきましては、土地所有者が代表取締役を務める法人の資材置場及び従業員用駐車場とするためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
--	---

各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、報告第1号 合意解約についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■■ 地目 田 面積は1,080㎡ 西庄町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的です。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。 第1号議案1番関連です。</p> <p>2番 ■■■■ 地目 田 面積は970㎡ 市外の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 転用目的です。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>以上、農地法18条 合意解約の届出についての説明です。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による確認)</p> <p>【なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p> <p>(事務局からの連絡事項等)</p>
会長職務代理	<p>それでは、これをもちまして3月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時31分終了</p>